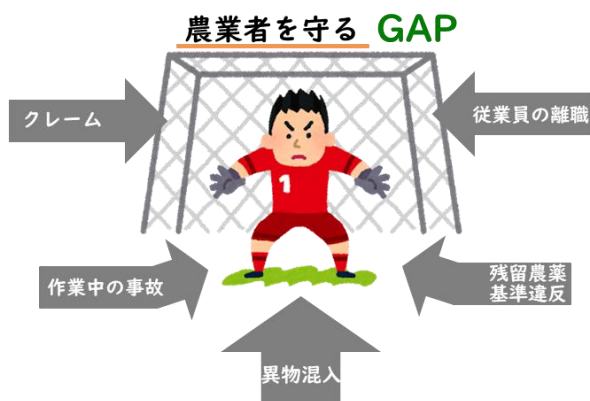


# 国際水準GAPガイドラインの解説書

## 1. GAP (Good Agricultural Practices : GAP) とは

- 農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動です。
- 食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に役に立つとともに、農業経営の改善や効率化につながります。また、GAPとSDGsは親和性が高く、GAPに取り組むことがSDGsへの貢献につながります。
- 農林水産省では、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPの普及を進めており、我が国共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を策定しています。



### GAPの実践



SDGs (持続可能な開発目標) は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての国連加盟国が合意しました。

## 2. 国際水準GAPの取り組み方は2種類

種類	内容	特長
国際水準GAPをする	農業者が、国際水準GAPの基準書(下表)に基づき、GAPを <u>実施すること</u> 。認証取得の有無は関係ない。	従業員の意識改善や、肥料・農薬の在庫管理等の改善による経費削減等で経営改善に有効
GAP認証等をとる	GAP <u>認証等(※)を取得すること</u> 。これにより、GAPを実施していることが客観的に証明される。	上記に加え、取引先に対する信頼性向上や販路の拡大にも有効

※ GAP認証は、国際規格 (ISO) に基づき運営されている民間の認証制度です。日本では、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAPの3種類の認証が普及しています。この他、一部の都道府県は、国際水準GAPガイドラインに準拠した独自の基準に基づき、農業者の取組状況を確認する仕組みを有しています。

### 国際水準GAPの基準書の概要

名称	国際水準GAPガイドライン	国際水準GAPガイドラインに準拠した基準書	GAP認証		
			GLOBALG.A.P.	ASIAGAP	JGAP
運営主体	農林水産省 (農産局農業環境対策課)	都道府県、民間団体 (詳細は、次ページで紹介している「TRY-GAP」から確認できます。)	Food PLUS (ドイツの民間企業)	(一財)日本GAP協会	

### 3. 国際水準GAPに取り組んでみましょう

#### ステップ1：国際水準GAPガイドライン等の入手

- 農林水産省Webサイトから、国際水準GAPガイドラインを含む関係情報を入手し、内容を把握します。



#### GAPに取り組む方への情報発信サイト「TRY-GAP!!」

GAPとは何か、GAPガイドライン、GAP認証など、GAPに取り組むにあたって役立つ情報を網羅した農業者向けのGAPポータルサイトです。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/try-gap.html>



- ガイドラインは、作物分類ごとに、青果物、穀物、茶、飼料作物、その他非食用の5種類があり、農場管理の工程順に、取組事項を整理しています。

#### 国際水準GAPガイドラインの概要

工程	関係分野	作物分類共通の取組事項の内容	項目数
I 経営体制全体	農場経営管理	・農場の基本情報の把握 ・組織体制の整備 ・農場運営の方針や農場ルールの決定	4
II 生産体制全体	農場経営管理	・生産計画の策定と実績評価 ・農場管理に必要な記録の作成・保存 等	3
III リスク管理	食品安全 環境保全 労働安全 農場経営管理	・食品安全、環境保全、労働安全に関するリスク管理 ・収穫記録と結びついた出荷記録の作成・保存 ・クレーム等への対応手順の整備 等	8
IV 人的資源	労働安全 人権保護 農場経営管理	・労働者の適切な雇用や適切な家族経営 ・安全な服装と保護具の着用、必要な資格の取得 等	9
V 経営資源	食品安全 環境保全 労働安全 農場経営管理	・水や土壌の安全性に関するリスク管理 ・有機物の活用等による土づくり ・ほ場や農産物取扱施設等の衛生管理 ・器具、設備、機械等の適切な使用・管理 ・廃棄物の適切な管理・削減、温室効果ガス排出削減 等	20
VI 栽培管理	食品安全 環境保全 労働安全 農場経営管理	・IPMの実施や農薬の適切な使用・保管・記録 ・肥料等の適切な使用・保管・記録 等	18

#### ステップ2：GAP指導員等に相談

- GAP指導員の指導を受けることで、国際水準GAPに円滑に取り組むことができます。第三者による点検は、自身では気づかなかった改善点の発見にもつながります。
- 農林水産省では、都道府県やJA等におけるGAP指導員の育成を支援しています。最寄りの普及指導センターやJAIに、GAPの指導を受けたい旨を連絡してみましょう。相談先については6ページの相談窓口も参照ください。



#### ステップ3：国際水準GAPへの取組開始！

- 次のページから、取組のポイントを説明します。

## 4. 国際水準GAPに取り組む際のポイント

### (1) 基本情報の整理 (取組事項 1)

- GAPでは、どのように農場を管理しているかを「見える化」します。その第一歩として、GAPで管理する範囲(=適用範囲)を明確化するため、基本情報を整理します。
- 基本情報は「農場の自己紹介」又は「会社案内」のようなものです。具体的には、出荷する商品とその仕様、生産工程、ほ場・施設・設備・機械等を含みます。

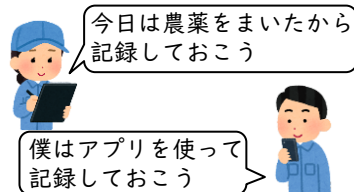
### (2) 農場内の整理・整頓 (取組事項 青43・穀47・茶47・飼49・非42)

ガイドラインの作物分類別の取組事項の番号

- 農場内の整理・整頓・清掃・清潔は、GAPの基本的な取組です。
- 農場内のリスクが明確になり、作業や管理がし易くなります。また、器具を探す時間が減ることによる効率アップや、資材在庫の適正管理による経費削減につながります。

### (3) 日々の農作業の記録 (取組事項 7)

- 農場を管理するために必要な記録の内容を整理しましょう。
- 整理した項目について、記録を作成・保存することで、様々なメリットが得られます。記録の作成に写真や動画を活用することも有効です。



- 外部からのクレームや農場のルールへの違反の発生時の原因調査、農場の弱点把握に活用
- 作業記録と農産物の出荷記録とを結びつけて管理し、トレーサビリティを確保

### 営農管理用アプリケーションソフトウェアを活用してみましょう！

農作業の記録等が可能な、様々な営農管理用アプリケーションソフトウェアが開発されています。これらのソフトウェアを使用することにより、記録の省力化や有効活用につながります。

農林水産省では、特に、国際水準GAPのためのデータ入出力等の機能が付与されたソフトウェアの普及を進めています。詳細は、TRY-GAPにて紹介予定です。

### (4) リスク管理 (取組事項 8~10)

- リスク管理は、起こりうる問題や事故を洗い出し、それぞれの発生可能性や発生した場合の重大性を評価し、必要に応じて対策を立てる取組です。リスク管理の考え方は、GAPに取り組むにあたってとても重要なものです。
- 取組事項 8~10は、食品安全・環境保全・労働安全の各分野におけるリスク管理の取組です。具体的には、例えば以下の手順で進めます。

#### ステップ1：危害要因の洗い出し



トラクターの脱輪危険箇所チェック！



ほ場等の図面や生産工程フロー図等の農場の基本情報を参照しつつ、生産工程に沿って、どのような危害要因が潜んでいるか考えます。また、実際にはほ場や農産物取扱施設等に出向いて、危害要因に漏れがないかチェックしましょう。

#### ステップ2：危害要因の評価

脱輪したら危ないよね  
怪我する可能性もあるよね



抽出した危害要因について、発生した際の重大性や発生確率を検討し、特に管理が必要な危害要因を特定します。

### ステップ3：実施すべき対策の検討と決定



危険を示す  
標識を設置しよう



ステップ2で特定した危害要因に関して、対策を検討・決定します。決定した対策は、農場のルールとして皆で共有して、農場内での実践を徹底することが重要です。

### ステップ4：対策の実施と記録



注意してたけど  
脱輪してしまった

ステップ3で決定した農場ルールに基づき、対策を実施し、実施状況を記録します。

### ステップ5：対策の検証・見直し

圃場の端まで耕すと危険箇所にトラクターを近づける必要がある。

端まで耕作しない  
ように対策を見直そう



対策や対応する農場ルールの実施状況や、その効果を検証します。検証結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを行います。

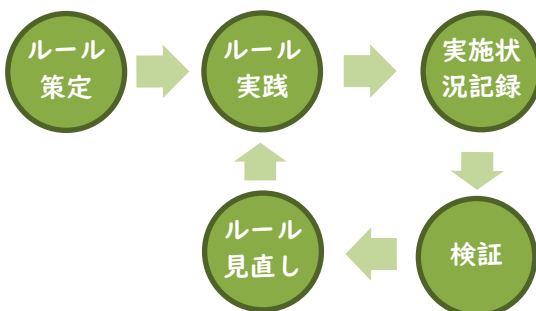


### 環境保全分野のリスク管理について

環境保全分野のリスク管理は、食品安全や労働安全のリスク管理と比べると対象がはっきりしない、という意見もあると思います。環境保全のリスク管理は、自身が経営する農場が、環境基本法第2条で規定されている「公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）などの被害を、周辺環境や周辺住民に対して与えていないかどうか、という観点から検証しましょう。また、農場及びその周辺に希少生物等が生息している場合は、生物多様性の保全の観点から、この生物の保護を目的としたリスク管理を行う必要も生じます。

### (5) 農場ルールの決定（取組事項4）

- 国際水準GAPガイドラインの取組事項を実践し、農場運営の方針を実現するため、経営者を含む従業員全員が従うべき農場のルールを定めます。
- 上述のリスク管理で検討した対策もルールに組み込みます。
- 決定したルールは、従業員全員に周知し、ルールに基づく農場運営を行います。
- 農場運営の状況を定期的に確認・検証し、必要に応じルールや、農場運営の方針、組織体制の見直しを行います。



### 農場ルールの例

- 農場で使用する物品の保管場所の指定
- 手洗いの励行
- 異物混入対策の徹底
- 飲食場所及び喫煙場所の指定
- トラクター乗車時のシートベルトの着用
- 農場内で走行する車両の速度制限

## (6) その他

- 廃棄物の管理（取組事項 青42・穀46・茶46・飼48・非41）
  - ・ 農場から出る廃棄物について、どのようなものがあるか把握しましょう。
  - ・ 廃棄物には、プラスチックごみや作物残渣など日常的に発生するものだけでなく、使用しなくなった農業機械など大型のものも含まれます。
  - ・ 廃棄物の種類に応じて、必要に応じ、行政機関（市町村役場やクリーンセンター等）とも相談し、法令等に基づき適切に処理しましょう。
  
- 水の利用（取組事項 青30・穀34・茶31・飼34・非30）
  - ・ 使用する水は、用途に応じた使い分けが必要です。
  - ・ 例えば、出荷前の野菜等を洗浄するための水は、飲用可能な水を使用する必要があると思いますが、ほ場へのかん水やハウス等の施設への散水等、収穫物に直接触れることのない水は、そこまでの衛生管理は必要ないかもしれません。
  - ・ また、重金属等の濃度が高い地域では、行政機関等とも相談し、定期的な水質検査を実施することにより、リスクを回避する必要があります。
  
- 機械、設備、器具、容器等の管理（取組事項 青36・穀40・茶38・飼42・非35）
  - ・ 農場で使用している機械、設備、装置等を把握します。できるだけリストや一覧表にして管理しましょう。
  - ・ その上で、いざ使おうと思った時に動かない、動作中の不具合が発生する、機械等の汚れて農産物を汚染する、といったことがないように、定期点検や衛生管理等を適切に行うことが重要です。
  
- 農薬・肥料の利用（取組事項 青52.53.63・穀55.56.67・茶54.55.65・飼58.59.70・非50.51.61）
  - ・ 事前に、使用する予定の農薬の情報を整理するとともに、農薬使用計画を作成しましょう。計画を踏まえて農薬を使用することで、残留農薬基準値を超過するリスクを低減させることができます。
  - ・ 肥料についても、対象作物や土壌の状況を踏まえ、施肥設計を行いましょう。計画に基づく施肥を行うことで、過剰施肥や不適切な施肥による作物や土壌への悪影響を回避することができます。



## 5. 実需者から見たGAP認証農産物の意義

- ・ 調達した農産物にGAP認証が付与されていれば、実需者（食品製造、卸売、小売等）は安心して商取引等を行うことができます。
- ・ また、取り扱う商品について、トレーサビリティが確保されているため、食品事故や顧客からのクレームの発生時に、生産者に遡って原因を特定することが可能です。
- ・ 逆に、GAP認証がなければ、実需者自らが生産履歴等を確認しない限り、調達した農産物を、自信を持って利用できません。
- ・ これは、農産物を輸出する場合についても同じです。輸出先国の輸入事業者が、輸入する農産物に不安を感じる場合でも、GAP認証を見れば、自信をもって自国での商取引を行うことができます。



# 【コラム】「GAPパートナー」について

農林水産省では、GAPに理解のある食品製造業や卸売・小売等の事業者を「GAPパートナー」として募集し、ホームページに掲載しています。詳細は、TRY-GAPから確認できます。



## GAP取組Q & A

農業者



国際水準GAPガイドラインを使用して国際水準GAPに取り組むことは、GAP認証取得にも役に立つの？

ガイドラインは、GAP認証への移行にも配慮して作成しています。ガイドラインに即してGAPを実践することがGAP認証の取得にもつながります。

農林水産省



農業者



GAPに取り組むために必要な施設整備や既存の施設の改修等について、助成措置はないのでしょうか？

助成措置や融資事業については、下記の相談窓口にご相談し、助言を求めてください。

農林水産省



## このパンフレットやGAPについての問合せ

### 農林水産省相談窓口

組織名	部署名	電話番号
農林水産省本省	農産局	農業環境対策課 03-3502-8111 (内線4852)
北海道農政事務所	生産経営産業部	生産支援課 011-330-8807 (直通)
東北農政局	生産部	生産技術環境課 022-263-1111 (内線4397)
関東農政局	生産部	生産技術環境課 048-600-0600 (内線3387)
北陸農政局	生産部	生産技術環境課 076-263-2161 (内線3358)
東海農政局	生産部	生産技術環境課 052-201-7271 (内線2266)
近畿農政局	生産部	生産技術環境課 075-451-9161 (内線2373)
中国四国農政局	生産部	生産技術環境課 086-224-4511 (内線2446)
九州農政局	生産部	生産技術環境課 096-211-9111 (内線4527)
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部	生産振興課 098-866-0031 (内線83384)

都道府県  
相談窓口等



農水省HP  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g\\_link/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_link/index.html)